

関東信越税理士会 熊谷支部 11月例会次第

日時 平成26年11月6日(木)
午前9時30分~
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 10月 7日(火)	例会・署との協議会	於 ホテルガーデンパレス
(2) 10月 8日(水)	熊谷商工会議所「青色学校」	於 熊谷市立商工会館
(3) 10月 8日(水)	支部広報部会	於 支部事務局
(4) 10月 17日(金)	租税教室講師研修会	於 埼玉県産業技術総合センター
(5) 10月 29日(水)	熊谷一日合同行政相談	於 さくらめいと
(6) 10月 30日(木)	県連地方税当局との協議会	於 税理士会館
(7) 11月 2日(日)	熊谷市えびす祭り支部広報部無料相談会	於 熊谷市コミュニティ広場
(8) 11月 4日(火)	正副支部長・署との綱紀監察協議会	於 熊谷税務署
(9) 11月 4日(火)	正副支部長・署との協議会	於 熊谷税務署
(10) 11月 4日(火)	正副支部長・地域長会議	於 支部事務局

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会・署との協議会

日時 11月6日(木)午前9時30分~
場所 ホテルガーデンパレス

(2) 県北ブロック研修会

日時 11月6日(木)午後1時00分~5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「相続税の実務」
講師 税理士 岩下忠吾先生
受講料 1,000円

(3) 支部ゴルフ愛好会主催コンペ

日時 11月10日(月)
場所 熊谷ゴルフクラブ

(4) 大里地域税政協議会講演会

日時 11月11日(火)午後4時00分~
場所 ホテルガーデンパレス

(5) 納税表彰式

日時 11月12日(火)午後3時00分~
場所 さくらめいと

(6) 歩け歩け大会

日時 11月13日(木)
場所 秩父札所めぐり

(7) 農業青色申告会との協議会

日時 11月17日(月)午後3時00分~
場所 熊谷税務署

(8) 正副支部長・署との協議会

日時 11月27日(木)午後4時00分~
場所 熊谷税務署

(9) 正副支部長・地域長会議

日時 11月27日(木)午後4時45分~
場所 支部事務局

(10) 県連支部長会・埼玉県青色申告会連合会との協議会

日時 11月28日(金)午後2時00分~
場所 大宮サンパレス

(11) 支部理事推薦投票

日時 12月4日(木)例会時
場所 ホテルガーデンパレス
開票 当日

3. その他の協議報告事項

支部推薦

熊谷市固定資産評価審査委員会委員	竹村宗一会員
熊谷市情報公開・個人情報保護審査会委員	藤野佳子会員
熊谷市特別職報酬等審議会委員	曾根和也会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

菅 美子 (平成26年10月15日登録)

〒360-0847 熊谷市籠原南1-312 税理士法人第一経営 熊谷事務所
TEL 048-533-8354 FAX 048-533-8336

6. 次回例会予定

日時 12月4日(木) 午後4時00分～ 支部例会・署との協議会
5時10分～ 忘年会

支部研修会

日時 12月4日(木) 午後3時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「税理士法」
講師 熊谷税務署総務課長 松谷正太郎氏

バス 午後2時40分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日程を掲載しました。(平成26年11月6日現在)

1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月9日(月)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(金)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

*元会員事務所等で税理士事務所の看板を掲げている事例又は増設事務所或いは名義貸しの
疑いのある事例がありましたら事務局までご連絡下さい。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成27年3月申告用

所得税の確定申告の手引

申告書全様式の記載例つき

竹田勝哉 編

B5判768頁/定価:本体1,800円+税 ★送料実費

計算例や申告書の記載例を
豊富に収録した最新版!!

- 申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめて工夫編集。
- 申告書の記載例については、平成26年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。
- 復興特別所得税についても適宜収録。

平成26年度税制改正事項を

完全収録!!!

申告書の記載例をもとに、
わかりやすく解説!!

確定申告は
この1冊で万全

平成27年1月発刊

主要目次.....

- 平成26年分 確定申告書の記載例
- 平成26年度税制改正(所得税関係)のあらまし
- 第1章 確定申告とは
- 第2章 確定申告書B(分離課税用(第三表)及び損失申告用(第四表)の確定申告書を含む。)の書き方

①収入金額等・所得金額

事業所得/不動産所得/利子所得/配当所得/給与所得/
一時所得/雑所得/譲渡所得/分離課税の所得/
山林所得/退職所得/所得の「合計」の仕方

②所得から差し引かれる金額=所得控除

- 本人・控除対象配偶者・扶養親族の所得控除額の合計表
- 各種所得控除が認められる人的要件一覧

③納める税金の計算

④住民税・事業税に関する事項

- 第3章 確定申告書A(給与所得・雑所得・配当所得・一時所得だけの人等用)の書き方

- 第4章 確定申告を誤った場合などの手続

- ①修正申告 ②更正の請求

- 第5章 非居住者の確定申告
- 第6章 住民税及び事業税に関する申告の手引

- ①住民税 ②事業税

〈参考〉

- ・主な非課税所得の一覧表
- ・源泉徴収で課税が完結する所得の一覧表
- ・復興特別所得税のあらまし
- ・帳簿書類の電子データ保存制度のあらまし
- ・減価償却資産の耐用年数表/・余命年数表
- ・雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」について
- ・平成26年分 所得税の税額表/平成26年分 簡易給与所得表

特別附録

平成26年分

個人事業者のための
消費税のあらましと申告の仕方

図書申込書

下記のとおり申し込みます。

キリトリ線
申込日 平成 年 月 日

平成27年3月申告用 〈竹田勝哉 編〉

<978-4-433-50344-4>

所得税の確定申告の手引

冊

ご住所(〒)

電 話() - 番

貴(社)名

㊞

部署名()

部

課) ご担当者名()

※ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

■発売所 ■ 株式会社清文社

Tel.101-0047
東京都千代田区内神田1-6-6
MIFビル
TEL.03-6273-7946
FAX.03-3518-0299
<http://www.skattsei.co.jp>

埼 税 政

発 行 所：埼玉県税理士政治連盟
〒330-0852 埼玉県さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館
TEL : 048(665)3111 FAX : 048(665)3888
発行責任者：会長 渡邊 輝男
編集責任者：広報委員長 久保 一則

各支部を訪問して



埼玉県税理士政治連盟
会長 渡邊 輝男

今年度、税理士会埼玉県連の施策である各支部例会訪問に同行し、政治連盟の必要性及び会費納入状況について説明する機会を得た。

税理士会埼玉県連及び各支部には、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

会費納入の勧奨をお願いしている身にとって、現場の声に接する貴重な機会となった。

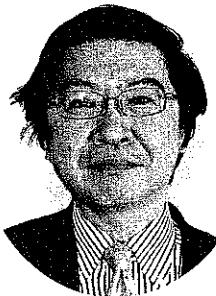
そこで感じたことは、政治連盟の必要性を周知していただくことの重要性である。

「政治」と聞いて複雑な感情を抱く会員もいるであろう。しかし我々税理士政治連盟は、まさに「税理士のための」政治連盟である。噛み砕いて言うと、税理士、ひいてはその顧問先のために、政治という立法の場で我々の意見を主張し、実現しようとする団体である。しかも「我々の意見」とは、日税連と日税政が機関決定した税制改正に関する要望であり、それは遙れば、全国の税理士が提出した建議である。

最後に、埼玉県税理士協同組合のご理解、ご協力により、今号からページを増加して発行している。

埼玉県税理士協同組合には、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

法人実効税率の 引き下げと課税 ベースの拡大等について



幹事長

大石 敬

平成27年度税制改正のうち、骨太の方針2014（平成26年6月24日閣議決定）での検討課題と今後の改正の見通しは以下のとおりである。

○法人実効税率の引き下げ

- ・引き下げ時期（平成27年度から実施の見通し）
- ・引き下げ幅（20%台まで、当面は29%台を目指し、初年度は2%程度の見通し）
- ・引き下げ期間（段階的に、5年程度かけて実施の見通し）

○財源確保（実効税率1%あたり4,700億円）

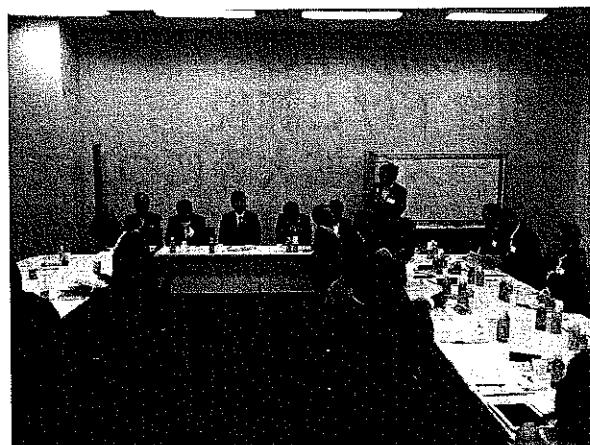
課税ベースの拡大については、赤字大法人に対する事業税の外形標準課税の課税の拡大、受取配当等の益金不算入の見直し、欠損金の繰越控除の控除制限の引き下げにより、1兆円程度財源を確保する案が有力である。

その他、新税を含む他税目での増税や配偶者控除の廃止を含む見直しなども議論される予定だが、平成27年度税制改正で実現するのは難しいと思われる。
(平成26年10月16日記)

自由民主党埼玉県支部連合会との意見交換会開催

税制改正要望書をもとに活発に意見を交換

日時 平成26年8月28日(木)16時~17時
場所 衆議院第一議員会館



定刻、久保広報委員長の司会で開会した。

渡邊会長、新藤自民党県連会長のあいさつ、双方の出席者紹介の後、意見交換に入った。

意見交換では、大石幹事長が進行役となり、日税連と日税政連名の「平成27年度税制改正要望書」と、そこから重点要望をさらに抜粋した埼税政の要望書（別掲）をもとに、出席議員に説明した。

次にフリートーキングに移り、秋山国対委員

長が進行役となり、先程の説明について出席議員に意見を求めたところ、数多くの議員から積極的な意見発表があり、閉会時間ぎりぎりまで活発な議論が行われた。

17時となり、岸副会長の閉会のあいさつにより熱心な議論をひとまず終了し、場所を移して懇親会に入った。

議員会館と道を挟んで隣に構えるザ・キャピトルホテル東急に場所を移して懇親会が寺山政策副委員長の司会のもと行われ、税理士による新藤義孝後援会 小島泰一会長の開宴のあいさつ、山口泰明自民党県連顧問の乾杯により開宴となった。さきほどの熱心な議論を肴に各議員と役員が親交を深め、税理士による柴山昌彦後援会 瀧島正男会長の中締めで閉宴となった。

出席者等は別掲のとおり。





埼玉県税理士政治連盟 出席者

役 職 名	氏 名	支 局
会 長	渡邊 輝男	川越
副 会 長	岸 生 子	浦 和
副 会 長	渡 部 行 光	川 口
副 会 長・浦和支局長	遠 藤 憲 五	浦 和
副 会 長・秩父支局長	鈴 木 光 一	秩 父
副 会 長・東松山支局長	石 井 隆 行	東 松 山
副 会 長・上尾支局長	野 本 真 二	上 尾
副 会 長・越谷支局長	橋 本 一 哉	越 谷
幹 事 長	大 石 敬	川 口
副幹事長・政策委員長	樋 之 口 猛	川 越
副幹事長・国対委員長	秋 山 典 久	大 宮
副幹事長・組織委員長	吉 田 悅 実	大 宮
副幹事長・政策副委員長	寺 山 智 久	熊 谷
副幹事長・後援会対策副委員長	新 井 正	春 日 部
幹 事・川越支局長	林 和 彦	川 越
幹 事・川口支局長	西 浦 正 和	川 口
幹 事・大宮支局長	江 本 尚 浩	大 宮
幹 事・朝霞支局長	瀧 澤 藤 晴	朝 霞

自由民主党埼玉県連
出席者（代理含む）

選挙区	議 員 名
1 区	村 井 英 樹
2 区	新 藤 義 孝
3 区	黄 川 田 仁 志
4 区	豊 田 真 由 子
比 例	牧 原 秀 樹
6 区	中 根 一 幸
7 区	神 山 佐 市
8 区	柴 山 昌 彦
10 区	山 口 泰 明
比 例	今 野 智 博
12 区	野 中 厚
13 区	土 屋 品 子
14 区	三 ツ 林 裕 巳
15 区	田 中 良 生
参議院	関 口 昌 一
参議院	古 川 俊 治

税理士による後援会出席者

後援会名・役職名	氏 名	支 局	備 考
税理士による新藤義孝後援会長	小 島 泰 一	川 口	埼玉県税理士政治連盟幹事
税理士による柴山昌彦後援会長	瀧 島 正 男	所 沢	埼玉県税理士政治連盟幹事 ・所沢支局長
税理士による山口泰明後援会長	久 保 一 則	東 松 山	埼玉県税理士政治連盟副幹事 長・広報委員長
税理士による土屋品子後援会幹事長	濱 谷 由 美 子	春 日 部	

平成27年度 税制改正に関する重点要望

日本税理士政治連盟・関東信越税理士政治連盟・埼玉県税理士政治連盟

日本税理士会連合会において、税理士法第49条の11(建議等)及び49条の15に基づき平成27年度の税制改正に関する建議書を平成26年6月26日に決定しました。

この建議書に基づき特に緊急かつ重要と思われる下記の項目について、是非とも実現できるようご尽力、ご支援賜りたくお願い申し上げます。

・ 法人課税改革に関する重点要望

<法人税>

- 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。（建議・要望項目10）

欠損金の控除限度額を一律に縮減してはどうか等の意見があるが、内部留保が相対的に乏しい中小企業については、現行の制度を維持すべきである。控除限度額を縮減した場合には、繰越控除期間の延長が必要になるが、帳簿の保存期間も延長され、企業の負担が増大する。

<地方税>

- 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと。（建議・要望項目21）

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

<所得税>

- 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けるべきではない。

(建議・要望項目3(2))

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。給与所得控除については、数次の税制改正により上限が引き下げられ、役員給与を特段に区別する理由は薄れている。小規模企業等に係る税制のあり方に関しては、中小企業をめぐる厳しい経済環境に十分に配慮した検討がなされなければならない。

・ 消費税制について

- 消費税の単一税率を維持すること。

(今後の税制改正についての基本的な考え方)

消費税の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者にも及ぶことや一定の税収確保のために標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があり、きわめて効率の悪い制度である。さらに事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障と税の一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

- 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。（建議・要望項目13）

前々年又は前々事業年度を基準期間として納稅義務を判定する基準期間制度は、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になるなど不合理であり、また、これを是正するための改正により、納稅義務の判定は複雑で難解なものになっている。こうした弊害を根本的に解消するため、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、その上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者については、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

埼玉県税理士協同組合のご案内

1 組合員たる資格

- (1) 税理士業務を行う事業者であること。本組合の地区内に税理士業務を行うための事務所を有すること。
- (2) 出資金 2口 (10,000円を全額一時払い)

2 賛助会員たる資格

- (1) 関東信越税理士会会則第6条第2項第2号（社員税理士）及び会則第6条第2項第3号（補助税理士）に該当するもの。
- (2) 保証金 1口 (10,000円を全額一時払い)

3 組合事業

購 買 事 業	全国税理士共栄会事業
◇図書 ◇領収書、税理士用箋、業務処理簿 ◇各種提携企業取扱商品、サービス斡旋	I 全税共事業を支える二本柱 (1) VIP大型総合保障制度 充実したプランで事業者を応援 ①経営者大型保険（集団定期保険） ②経営者保険総合プラン ③経営者スーパープラン ④団体所得補償保険 (2) 全税共年金 少子高齢化時代の公的年金を補完 (3) その他 ホールインワン100万円保険等
福利厚生事業	福祉共済事業
◇小規模企業共済、中小企業倒産防止共済 あんしん財団 ◇見舞金、弔慰金制度 ◇ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、囲碁 将棋大会等レクレーション活動に対する助成	◇日本税協連・関税協の扱う共済制度に関する 事項 (1) 生命共済制度（日税協） (2) 総合事業保障プラン（関税協） (3) グループ保険共済制度（関税協）
金 融 事 業	
◇りそなVISAコーポレートゴールドカード〈MINE〉 ◇りそなVISA法人ゴールドカード ◇顧問料自動振替制度	
教育情報事業	
◇教育情報資料の提供 ◇路線価図・評価倍率表 ◇各種研修、講演会の実施	

埼税協は組合員である税理士の経済的基盤の確立と税理士業界の発展を念願して昭和41年12月に設立されました。

埼玉県税理士協同組合 埼玉税理士共栄会

事務局 さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館
TEL 048-665-3111 FAX048-665-3888

団結と協調により埼税協を発展させよう !!

組合員 各位
賛助会員

埼玉県税理士協同組合
理事長 吉村 寛

組合事業にご協力方お願ひ

平素は、当組合の事業について、格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

当組合では、以下のような複数の事業においてキャンペーン期間を設けて推進してまいります。

このキャンペーン期間は、埼税協の収益基盤となりうる重要な時期であります。

皆様のご紹介が大きな力を生み出しますので、キャンペーン期間におきましては、ご多忙中とは存じますが、各企業の営業担当者が事務所に訪問した際、“笑顔でお迎え”いただき、暖かいご支援を賜りますようお願いいたします。

キャンペーンが設定されている事業

NO	名 称	キャンペーん期間	提携会社名
1	全税共 第29回 VIP・年金 全国統一キャンペーン	9月～11月	全税共提携生命保険会社 幹事 VIP 朝日生命 年 金 第一生命
2	総合事業保障プラン グループ保険共済制度※	9月～11月	大同生命 事務幹事会社 大同生命
3	あんしん財団 秋季キャンペーン	10月～12月	あんしん財団

No 1 取扱生保 VIP 朝日・第一・日本・明治安田・住友・ジブラルタ・メトライト・アイエヌジー

損保ジャパン日本興亜ひまわり・アコ・富国・オックス・三井住友海上あいおい

年金 第一・日本・明治安田・住友・富国

No 2 ※ 大同・第一・日本・メトライト

－ 埼税協はあなたの組合です－

各種キャンペーンにご協力をお願いします

平成26年11月1日

関東信越税理士会 熊谷支部
支部長 渡辺 実 様

公益社団法人熊谷法人会
会長 中澤 実



法人会会員の電子申告（e-Tax）の代理送信のお願い

拝啓 貴支部におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より公益社団法人熊谷法人会の活動に対し、格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国税局が電子政府の実現の一環として進めている「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大について、当会としても、全面的に協力することとしています。

そのためには、貴会と連携・協調して普及拡大を図っていくことが肝要であり、かつ、より大きな成果が期待できるものと考えております。

つきましては、当会会員が貴支部会員に対しまして、法人税及び消費税申告書等の提出に際し、e-Taxによる提出（代理送信）を要請した場合には、その対応につきましてご協力をお願い申し上げますとともに、貴支部会員への周知につきましても併せてよろしくお願い申し上げます。

敬 具

平成26年11月6日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

関東信越税理士会熊谷支部、熊谷・深谷地区の商工会議所等共催

「年末一日公庫（融資相談会）」の開催について

平素は支部業務部活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済環境の改善の兆しがみられるも、引き続き厳しい経営環境にある中小企業に対して、年末資金や設備資金の相談に迅速に対応する狙いで、下記のとおり関東信越税理士会熊谷支部、熊谷・深谷地区の商工会議所等との共催、熊谷市・深谷市の後援で、日本政策金融公庫熊谷支店による融資相談会を開催する運びになりました。つきましては、ご資金をお考えの顧問先様へご周知下さいますようお願い申し上げます。

<熊谷地区>

平成26年11月7日（金） 10:00～12:00（くまがや市商工会大里支所）
14:00～16:00（くまがや市商工会妻沼支所）

平成26年11月12日（水） 9:30～12:00 13:00～17:00（熊谷市立商工会館）

<深谷地区>

平成26年11月13日（木） 10:00～12:00 13:00～16:00（深谷商工会議所）
平成26年11月20日（木） 10:00～12:00 13:00～16:00（ふかや市商工会花園支所）

※お一人様30分程度 事前予約制

参加要領 公庫の担当者へFAXまたは電話でご予約ください。



日本政策金融公庫 熊谷支店 国民生活事業
熊谷市宮町2-45

担当 山崎（熊谷・寄居地区）・伊藤（深谷地区）

TEL 048-521-2731

FAX 048-522-5931



「熊谷地区年末融資相談会 (一日公庫)」のご案内

日本政策金融公庫 熊谷支店では、下記の日程で融資相談会「一日公庫(共催:関東信越税理士会熊谷支部・熊谷商工会議所・くまがや市商工会、後援:熊谷市)」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

日時： 平成 26 年 11 月 7 日(金)

大里支所 10 時～12 時 妻沼支所 14 時～16 時

会場： くまがや市商工会大里支所(熊谷市中曾根 640-1)

くまがや市商工会妻沼支所(熊谷市妻沼 1706-1)

日時： 平成 26 年 11 月 12 日(水)9 時 30 分～17 時

会場： 熊谷商工会議所(熊谷市宮町 2-39)

対象者： 事業主の方、創業予定の方

参加費： 無料

申込み： 要(裏面の参加申込票をご返送ください)

「一日公庫」のメリット

- 熊谷商工会議所・くまがや市商工会で、日本公庫の融資担当者とのご面談が可能です。
- 事前に決算書等の資料を提出していただければ、より迅速に融資審査結果をご連絡できます(ご面談内容により、後日となることもあります)。
- 融資制度全体にかかるお問い合わせやご相談も可能です。

ご相談内容の例

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、その仕入資金を手当てしたい。
- 従業員へボーナスを出そうと考えているので、その資金を準備したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。

皆さまのさまざまなお要望にご活用いただけます。

当融資相談会へのお申し込みは、裏面へ

ご紹介する融資制度の例

資金名	経営環境変化資金	企業活力強化資金
ご利用 いただけの方	売上が減少するなど業況が悪化している方	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
ご融資額 (うち運転資金)	4,800万円以内	7,200万円以内(4,800万円以内)
ご返済期間 (うち据置期間)	設備 15年(3年)以内 運転 5年(1年)以内 [特に必要な場合 8年(3年)以内]	設備 20年(2年)以内 運転 5年(1年)以内 [特に必要な場合 7年(1年)以内]
利率(年)	基準利率、特別利率G・T・U	基準利率、特別利率A・B・C

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただきか、支店の窓口までお問い合わせください。

ご案内の融資相談会に参加をご希望の方は、下記参加申込票の二重線内にご記入のち、日本政策金融公庫熊谷支店(担当山崎)まで Tel:048-521-2731・Fax:048-522-5931 または会計事務所へお願いいたします。

参加申込票

お名前(貴社名):	代表者名:
ご住所:	お電話番号:
該当項目の□に「✓」点をお付けください。 <input type="checkbox"/> 相談会に参加を希望する。(ご希望の日にちと時間帯をお選びください) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> →・日にち <input type="checkbox"/> 11月7日(金) <input type="checkbox"/> 11月12日(水) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> →・時間帯 <input type="checkbox"/> 9:30~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00 <input type="checkbox"/> 16:00~17:00 </div> <input type="checkbox"/> 担当者から電話をもらいたい。 <input type="checkbox"/> パンフレット、借入申込書など融資に関する詳しい資料を送ってほしい。	

ご記入いただいたお客様の情報は、下記の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 1 本相談会の実施・運営
- 2 アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の□に「✓」をお付けください。 □前3の利用目的で利用することに同意しません。



日本政策金融公庫
国民生活事業

日本政策金融公庫 熊谷支店

熊谷市宮町2-45 担当:山崎

Tell: 048-521-2731 Fax: 048-522-5931



「深谷地区年末融資相談会 (一日公庫)」のご案内

日本政策金融公庫 熊谷支店では、下記の日程で融資相談会「一日公庫(共催:関東信越税理士会熊谷支部・深谷商工会議所・ふかや市商工会、後援:深谷市)」を開催します。皆さまのご参加をお待ちしています。

日時： 平成 26 年 11 月 13 日(木)10 時～16 時

会場： 深谷商工会議所(深谷市仲町 20-1)

日時： 平成 26 年 11 月 20 日(木)10 時～16 時

会場： ふかや市商工会花園支所(深谷市永田 1420)

対象者： 事業主の方、創業予定の方

参加費： 無料

申込み： 要(裏面の参加申込票をご返送ください)

「一日公庫」のメリット

- 深谷商工会議所・ふかや市商工会で、日本公庫の融資担当者とのご面談が可能です。
- 事前に決算書等の資料を提出していただければ、より迅速に融資審査結果をご連絡できます(ご面談内容により、後日となることもあります)。
- 融資制度全体にかかるお問い合わせやご相談も可能です。

ご相談内容の例

- 受注が増えて忙しくなりそうなので、その仕入資金を手当てしたい。
- 従業員へボーナスを出そうと考えているので、その資金を準備したい。
- 設備が老朽化したので、新しいものに買い替えたい。

皆さまのさまざまなお要望にご活用いただけます。

当融資相談会へのお申し込みは、裏面へ



ご紹介する融資制度の例

資金名	経営環境変化資金	企業活力強化資金
ご利用 いただける方	売上が減少するなど業況が悪化している 方	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサ ービス業を営む方で、店舗の新築・増改築 や機械設備の導入を行う方など
ご融資額 (うち運転資金)	4,800万円以内	7,200万円以内(4,800万円以内)
ご返済期間 (うち据置期間)	設備 15年(3年)以内 運転 5年(1年)以内 [特に必要な場合 8年(3年)以内]	設備 20年(2年)以内 運転 5年(1年)以内 [特に必要な場合 7年(1年)以内]
利率(年)	基準利率、特別利率G・T・U	基準利率、特別利率A・B・C

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただかず、支店の窓口までお問い合わせください。

ご案内の融資相談会に参加をご希望の方は、下記参加申込票の二重線内にご記入ののち、日本政策金融公庫熊谷支店(担当伊藤)まで Tel:048-521-2731・Fax:048-522-5931 または会計事務所へお願いいたします。

参加申込票

お名前(貴社名):	代表者名:
ご住所:	お電話番号:
該当項目の□に「✓」点をお付けください。	
<input type="checkbox"/> 相談会に参加を希望する。(ご希望の日にちと時間帯をお選びください)	
→・日にち <input type="checkbox"/> 11月13日(木) <input type="checkbox"/> 11月20日(木)	
→・時間帯 <input type="checkbox"/> 10:00~11:00 <input type="checkbox"/> 11:00~12:00 <input type="checkbox"/> 13:00~14:00 <input type="checkbox"/> 14:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~16:00	
<input type="checkbox"/> 担当者から電話をもらいたい。 <input type="checkbox"/> パンフレット、借入申込書など融資に関する詳しい資料を送ってほしい。	

ご記入いただいたお客様の情報は、下記の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 1 本相談会の実施・運営
- 2 アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の□に「✓」をお付けください。 □前3の利用目的で利用することに同意しません。





主要利率一覧

ご融資の種類	利率(年利)%
普通貸付	基準利率 1.30 ~ 2.80
生活衛生貸付	基準利率 1.30 ~ 3.00
	特利 A 0.90 ~ 2.20
	特利 B 0.65 ~ 2.35
	特利 C 0.40 ~ 2.10
	特利 E 0.35 ~ 1.60
セーフティネット貸付	基準利率 1.30 ~ 2.80
	特利 G 1.20 ~ 2.30
	特利 T 0.90 ~ 2.00
	特利 U 0.80 ~ 1.90
	基準利率 1.30 ~ 2.40
生活衛生 セーフティネット貸付	特利 G 1.20 ~ 2.30
	特利 T 0.90 ~ 2.00
	特利 U 0.80 ~ 1.90
	基準利率 1.30 ~ 2.80
東日本大震災 復興特別貸付 <震災セーフティネット 関連>	特利 R 1.10 ~ 2.60
	特利 N 1.00 ~ 2.50
	特利 U 0.80 ~ 2.30
	基準利率 1.30 ~ 3.00
食品貸付	特利 A 0.90 ~ 2.60
	特利 B 0.65 ~ 2.35
	特利 C 0.40 ~ 2.10
	恩給・共済年金 担保貸付
	恩給担保 0.55
	共済年金担保 1.95

ご融資の種類	利率(年利)%
新企業育成貸付	基準利率 1.30 ~ 3.00
	特利 A 0.90 ~ 2.60
	特利 B 0.65 ~ 2.35
	特利 C 0.40 ~ 2.10
	基準利率 1.30 ~ 3.00
企業活力強化貸付	特利 A 0.90 ~ 2.60
	特利 B 0.65 ~ 2.35
	特利 C 0.40 ~ 2.10
	特利 Q 0.45 ~ 2.15
	特利 T 0.90 ~ 2.00
環境・エネルギー 対策貸付	基準利率 1.30 ~ 3.00
	特利 A 0.90 ~ 2.60
	特利 B 0.65 ~ 2.35
	特利 C 0.40 ~ 2.10
企業再生貸付	基準利率 1.30 ~ 2.80
	特利 A 0.90 ~ 2.60
	特利 C 0.40 ~ 2.10
	特利 Z 2.10 ~ 3.60
経営改善貸付	特利 F 1.35
生活衛生改善貸付	特利 F 1.35
国の教育ローン <教育資金貸付>	2.35

(平成 26 年 10 月 10 日現在)

- ※ 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
- ※ 使いみち、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- ※ 挑戦支援資本強化特例制度については、毎年の業績に応じた利率が適用されます。
- ※ (公財)教育資金融資保証基金による保証で国の教育ローンをご利用いただく場合は、ご融資額や返済期間などに応じた保証料をご融資金から一括して差し引かせていただきます。

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただきか、支店の窓口までお問い合わせください。





年末資金のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、地域活性化や成長分野に取り組む皆さまを応援しています。ご相談やお問い合わせなど、お気軽にご連絡ください。

年末資金のご相談を受付中

例えばこのようなお使いみちに：

- 冬のボーナス用資金として
- 年末キャンペーン用の販売促進費用として
- 年内の買掛金の決済資金として
- 季節イベントの経費として

年末に向けてご相談窓口は大変混み合います。計画的な資金繰りのためにお早めにご相談ください。

主なご融資制度

経営支援型セーフティネット貸付

高い専門性を有する認定支援機関による「経営支援」と日本公庫の「金融支援」が一体になった融資です

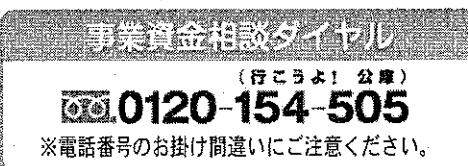
企業活力強化資金

卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方向けの融資です

環境・エネルギー対策資金

非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対策の促進を図る方向けの融資です

くわしくは、当社ホームページ www.jfc.go.jp をご覧いただか、支店の窓口までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

熊谷支店 熊谷市宮町 2-45

担当：山崎（熊谷・寄居）伊藤（深谷）

Tell : 048-521-2731 Fax : 048-522-5931



「一日公庫」開催のご提案

「一日公庫」とは、日本公庫の融資担当者が、税理士の皆さまの事務所において、貴事務所の関与先さまへ融資相談や審査をおこなうサービスです。

POINT
1

貴事務所で開催するため、日本公庫の窓口へ相談にいらしていただく手間をおかけしません

POINT
2

事前に必要資料を提出いただければ、原則として、面談日のうちに融資審査の結果をお伝えできます

POINT
3

貴事務所から関与先さまへ、サービスのひとつとしてご利用いただけます

「一日公庫」開催の流れ

お 願 い し た い こと	ステップ 1: 開催日の決定	日本公庫の融資担当者と打ち合わせ(日程の調整や開催日までの流れをご説明します)
	ステップ 2: 開催案内	関与先さまへの開催日の周知、および申込の予約受付
	ステップ 3: 申込書類の準備	関与先さまの申込書、決算書、試算表(決算から 6 カ月以上経過している場合)を、日本公庫へご提出ください
日本 公 庫 が 行 う こと	ステップ 4: 関与先さまへ書類案内	「一日公庫」当日にお持ちいただく書類を、関与先さまへご案内します
	ステップ 5: 「一日公庫」当日(面談)	日本公庫の融資担当者が、貴事務所で、関与先さまと面談を行います
	ステップ 6: 「一日公庫」当日(審査)	事前に提出いただいた書類と面談の内容から融資の可否を判断します*

* 審査の結果は「一日公庫」当日中にご連絡するよう努めますが、後日になることもあります。

「一日公庫」を開催なさった方々の声

- 主催者側の事務所で行うため、参加者には「行きやすい」「日本公庫での面談よりも心理的負担が少なく参加しやすい」と好評だ
- 関与先の資金調達をサポートすることが重要だと感じた
- 開催を通じて、当事務所の職員が、日本公庫の融資に対する姿勢や手続きの流れを学ぶことができた
- 結論や感触を早く知ることができ、喜ばれているようだ

まずは、下記支店の融資担当者へご連絡ください。



日本政策金融公庫
国民生活事業

熊谷支店 熊谷市宮町 2-45

担当: 山崎 (熊谷・寄居) 伊藤 (深谷)

Tell:048-521-2731 Fax:048-522-5931

日時 平成 26 年 11 月 6 日 (木)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の推進及び定着について

(総務課)

e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

e-Tax ホームページの重要なお知らせに『「税務署からのお知らせ」メールが届いた方へ』として掲載されておりますが、e-Tax が送信するお知らせメールは、別添1の種類に限られておりますので、ご注意願います。

また、送信するメールにファイルを添付することはありませんので、併せてご注意ください。

なお、e-Tax ホームページのお知らせの中で、メールのパターンが公開されておりますので、必要に応じてご確認ください。

(2) 社会保障・税番号制度について

(総務課)

国税庁ホームページに「社会保障・税番号制度について」が掲載されました。

別添2のとおり、今後の導入スケジュールや税務関係書類への番号記載時期の掲載がされておりますので、ご参照ください。

(3) 平成26年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第二期分について

(管理運営部門)

イ 納期限及び口座振替日 平成26年12月1日(月)

※ 顧問先に対し、期限内納付についてのご指導をお願いします。

ロ 口座振替未利用者の納付書送付日 平成26年10月30日(木)

※ 口座振替依頼書を同封しておりますので、口座振替の利用についても勧奨をお願いします。

(4) 3月決算法人の中間申告分(11月末期限)の期限内納付指導のお願い(徴収部門)

税理士先生の皆様方には、いつも期限内納税にご協力をいただいておりましてありがとうございます。

今回は、「3月末決算法人の11月末納期限の中間申告分の期限内納付指導のお願い」ということで、お話をさせていただきたいと思います。

既に9月の定例会でもご説明させていただきましたが、税務署の消費税を含めた滞納は依然として高い水準にありますし、少しでも滞納が減少するよう税理士先生方のご協力をいただいて来たところです。

つきましては、11月末に納期限が到来する、「3月末決算法人の中間申告分の期限内納税についての顧問先への納付指導の御協力」をぜひともお願ひしたいと思います。

この中間申告分の納付に関しましても、一度滞納になってしまふと、延滞税を負担することとなり、国税局の「集中電話催告センター」(通称:コールセンターという)の電話催告対象となります。

そのため、期限内に納税することが困難であるという納税者の方がもしおりましたら、当署の徴収部門に早期にご相談頂きますよう重ねてお願いいたします。

(5) 決算説明会の開催について

(個人課税部門)

別添3参照

熊谷税務署では、別添2に記載の日程で決算説明会を開催いたします。

税理士会へ講師派遣につきましてもお願いしたところ、快くお引き受けいただきましてありがとうございます。

(6) e-Tax研修会の開催について

(個人課税部門)

日時 平成27年1月19日(月)、26日(月) 午後1時30分から

場所 埼玉工業大学

研修内容等につきましては、後日の協議会でご説明いたします。

(7) 年金の方法により支払を受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について (資産課税部門)

年金の方法により支払を受ける保険金の支払請求権の相続税法上の評価の取扱いにつきましては、東京高等裁判所平成26年9月11日判決を受け、これまでの取扱いを別添4のとおり変更することとなりましたので、ご留意願います。

(8) 贈与税 e-Tax に係る税理士等への個別勧奨の実施について (資産課税部門)

本年も贈与税の e-Tax につきましては、12月までに個別勧奨を実施する予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本年も原則として電話によって実施いたします。

(9) 通勤手当の非課税限度額の引上げについて (法人課税部門)

平成26年10月20日、所得税法施行令の一部を改正する政令が施行され、別添5のとおり、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

なお、経過措置として、平成26年4月1日以降に支払われるべき通勤手当について適用され、課税済みの通勤手当につきましては本年の年末調整の際に精算することになりますので、別添4の裏面をご覧の上、関与先の源泉徴収義務者の方へのご指導をよろしくお願ひします。

各源泉徴収義務者に対しては、年末調整説明会等で周知させていただくほか、12月初旬にお知らせハガキを発送することとなっています。

(10) 扶養控除等の控除誤りの是正に係るお尋ねについて (法人課税部門)

別添6参照

発送日 平成26年11月10日(月)

回答期限 平成26年11月28日(金)

(11) 酒類販売業者等の各種異動事項に関する手続について (酒類指導官)

税務署に申請した事項に変更があった場合には、酒税法上の申告・届出等の手続が必要になります。酒類販売業者である関与先から事業の廃止や相続等の相談を受けた場合にはご対応願います。

別添7「免許通知書の項目に変更があった場合等の主な手続き一覧」参照

添付書類

- 1 「送信される「税務署からのお知らせ」」 (総務課)
- 2 「社会保障・税番号制度について」 (総務課)
- 3 「決算説明会日程」 (個人課税部門)
- 4 「年金の方法により支払を受ける保険金の支払請求権（受給権）の相続税法上の評価の取扱いの変更について」 (資産課税部門)
- 5 「通勤手当の非課税限度額の引上げ」 (法人課税部門)
- 6 「扶養控除等の見直しについて」 (法人課税部門)
- 7 「免許通知書の項目に変更があった場合等の主な手続き一覧」 (酒類指導官)

送信される「税務署からのお知らせ」

送信元表記:e-Tax(国税電子申告・納税システム)<info@e-tax.nta.go.jp>

- 申告に関するお知らせ
- 代理送信が可能となったことのお知らせ(税理士の方のみに送信されます。)
- e-Tax を利用して納税証明書の請求を行われた方へのお知らせ
- ダイレクト納付の利用者の方へのお知らせ
 - ダイレクト納付口座の手続完了に関するお知らせ
 - ダイレクト納付完了に関するお知らせ
 - ダイレクト納付結果に関するお知らせ(エラーの場合)
 - ダイレクト納付(納付日指定分)の取消しに関するお知らせ
- e-Tax を利用して還付申告を行われた方へのお知らせ
- 振替納税のお知らせ
- メールアドレス登録等に関するお知らせ
 - メールアドレス登録手続完了のお知らせ
 - メールアドレス更新手續完了のお知らせ
- 「税務署からのお知らせ」メールに表示する宛名登録に関するお知らせ
 - 宛名の登録確認のお知らせ
 - 宛名表示取りやめ手續完了のお知らせ
 - メールアドレス更新及び宛名表示取りやめ手續完了のお知らせ
- 秘密の質問等の登録・更新を行われた方へのお知らせ
 - 秘密の質問等情報の登録手續完了のお知らせ
 - 秘密の質問等情報の更新手續完了のお知らせ
 - 秘密の質問等情報の削除手續完了のお知らせ
- メールアドレス及び秘密の質問等の登録手續完了に関するお知らせ
- 宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ
- e-Tax の暗証番号を再設定された方へのお知らせ
- 金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報(NISA)に関するお知らせ

[ホーム](#) > [調達・その他の情報](#) > [お知らせ](#) > [社会保障・税番号制度について](#)

社会保障・税番号制度について

お知らせ

「社会保障・税番号制度について」が国税庁ホームページにオープンしました。(平成26年10月29日)

社会保障・税番号制度の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し(平成25年5月31日公布)、社会保障・税番号制度が導入されます。社会保障・税番号制度は、より公平な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、情報化社会のインフラとして、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。

個人番号については、まずは社会保障分野、税分野などに利用範囲を限定して導入されます。

一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民問わず様々な用途で活用が可能とされています。

今後の導入スケジュール

社会保障・税番号制度の導入スケジュールは、現在のところ、平成27年10月から個人番号・法人番号の通知、平成28年1月から順次、社会保障、税、災害対策分野で利用開始することが予定されています(注)。

これを踏まえると、税分野での利用は、「番号法整備法」に基づき、所得税については平成28年分の申告書から、法人税については平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請書等については平成28年1月以降に提出すべきものから個人番号・法人番号の記載が開始されることになります。

(注)番号法の施行日は、番号法附則において、「政令で定める日から施行する」とされています。

社会保障・税番号制度の概要

(1) 個人番号・法人番号の通知等

個人番号については、市町村長が、住民票コードを変換して得られる番号を指定し、通知カードにより通知します。その利用に当たっては、番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。法人番号については、国税庁長官が、法務省の有する会社法人等番号等を基礎として指定し、書面により通知します。また、法人等の基本3情報(①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号)については、原則として、インターネットを利用して検索・閲覧可能なサービスを提供することとしています。

(2) 国税分野での利活用

国税分野においては、確定申告書、法定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、個人番号・法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税に資するものと考えています。他方で、個人番号・法人番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界があり、個人

番号・法人番号が記載された法定調書だけでは把握・確認が困難な取引等もあるため、全ての所得を把握することは困難であることに留意が必要です。

(3) 納税者等の利便性の向上

社会保障・税番号制度の導入に伴い、①住民基本台帳ネットワークシステムを活用した、確定申告手続における住民票の添付省略、②国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出先を地方税当局へ一元化することが考えられ、納税者等の利便性の向上が期待できます。また、番号法附則において、「情報提供等記録開示システム」(いわゆる「マイ・ポータル」)を設置するとされており、国民の利便性の向上という観点から、このシステムを活用して、例えば、自己の過去の税務申告や納付履歴に関する情報や、確定申告を行う際に参考となる情報を掲載することを検討しています。

国税庁の取組

国税庁では、社会保障・税番号制度導入に向けて、①法人番号の付番機関として、法人番号の指定等を行う「法人番号システム」の構築、②個人番号・法人番号の利用機関として、KSKシステム、e-Taxなどの既存システムの改修など、国税分野での円滑な個人番号・法人番号の利用のための準備を進めています。

社会保障・税番号制度の概要について、簡潔に知りたい方へ

社会保障・税番号制度の概要について、簡潔に記載した資料を掲載しています。

[社会保障・税番号制度の早わかり\(PDF/785KB\)](#)

よくある質問(FAQ)

法人番号制度に関するFAQ、国税分野における個人番号・法人番号の利用に関するFAQや、番号制度全般のFAQ(内閣官房ホームページへ移動します)を掲載しています。

[社会保障・税番号制度FAQ](#)

税務関係書類への番号記載時期を知りたい方へ

[税務関係書類への番号記載時期](#)

関係法令

[社会保障・税番号制度の関連法令集](#)

他省庁へのリンクはこちら。

[社会保障・税番号制度\(内閣官房ホームページへ移動します。\)](#)



ホーム > 調達・その他の情報 > お知らせ > 社会保障・税番号制度について > 税務関係書類への番号記載時期

税務関係書類への番号記載時期

	記載対象	一般的な場合	28年中に提出される主な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月16日から3月15日まで	○年の中途で出国⇒出国の時まで ○年の中途で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合⇒平成29年2月1日から3月15日まで	○年の中途で死亡⇒相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31まで)	○中間申告書⇒事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 ○新設法人・決算期変更法人⇒決算の日から2月以内
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成28年分の場合⇒平成29年1月1日から3月31日まで <法人> 平成28年12月末決算の場合⇒平成29年2月28日まで	○個人事業者が年の途中で死亡⇒相続開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで ○中間申告書 ○課税期間の特例適用
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があつたことを知った場合⇒平成28年11月1日まで	○住所及び居所を有しないこととなるとき⇒住所及び居所を有しないこととなる日まで
酒税・間接諸税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間(1月分)に係る申告書から	平成28年1月分の場合⇒平成28年2月1日から2月29日まで	○平成28年中から提出
法定調査	平成28年1月1日以降の金銭等の支払	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書⇒平成29年1月31日まで	(例) ○配当、剩余金の分配及び基金利息の支払調書は、支払の確定した日から1月以内

	等に係る法定調書から(注)	(注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができる。	○退職所得の源泉徴収票は、退職の日以後1月以内
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限	○平成28年中から提出

決算説明会日程

【青色決算等説明会】

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
12月8日(月)	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	10時～12時	事業所得者
		14時～16時	不動産所得者
12月10日(水)		10時～12時	事業所得者
		14時～16時	農業所得者

【白色決算等説明会】

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
12月17日(水)	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室2	10時～12時	事業所得者
		14時～16時	不動産所得者
12月18日(木)		10時～12時	事業、農業、不動産 所得者
		14時～16時	農業所得者

年金の方法により支払を受ける保険金の支払請求権（受給権）の
相続税法上の評価の取扱いの変更について

1 従来の取扱い

年金の方法により支払を受けることが定められた生命保険契約で、相続開始の時において、年金の種類、年金の支払期間、支払金額の総額、一年間に支払を受けるべき金額等が定まっていない場合には、その保険金の支払請求権（受給権）について相続税法第24条（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の相続税法第24条の規定を含みます。以下同じです。）を適用せず、同法第22条の規定に基づきその保険金を一時金で支払を受ける場合の金額により評価することとして取り扱ってきました。

2 変更後の取扱い

相続開始の時には、年金の種類、年金の受給期間等が定まっていない年金の方法により支払を受ける生命保険契約であっても、契約者が年金の方法により死亡保険金の支払を受ける契約を締結し、かつ、死亡保険金の支払事由の発生後に死亡保険金の受取人が年金の種類、年金の受給期間等を指定することが契約により予定されている生命保険契約に係る死亡保険金の支払請求権（受給権）の価額については、受取人が相続開始後、受給開始前に指定を行ったことにより確定した年金の種類、受給期間等を基礎として相続税法第24条の規定を適用して算定することとし、従来の取扱いを変更します。

3 相続税又は贈与税の還付手続

上記2の変更後の取扱いは、過去に遡って適用することとし、これにより、過去の相続税又は贈与税の申告の内容に異動が生じ相続税又は贈与税が納めすぎとなる場合には、国税通則法の規定に基づき、この取扱いの変更を知った日の翌日から2月以内に所轄税務署に更正の請求の手続をすることにより、その納めすぎとなっている相続税又は贈与税について還付を受けられる場合があります。

更正の請求をする場合には、生命保険契約の契約内容及び保険金の受取方法が分かる書類を併せてご提出ください。

なお、次の年分の相続税及び贈与税については、法令上、減額できないこととされていますのでご注意ください。

- ① 法定申告期限から既に5年を経過している年分の相続税
- ② 法定申告期限から既に6年を経過している年分の贈与税

【参考】

- 1 平成23年3月31日以前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用される改正前の相続税法第24条
- 2 平成23年4月1日以降に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用される改正後の相続税法第24条

(注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利で、平成23年3月31日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものについては、2の改正後の相続税法第24条が適用されます。

平成 26 年 10 月

通勤手当の非課税限度額の引き上げ

税務署

この度、所得税法施行令の一部改正が行われ、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

1 改正後の非課税限度額

改正後の 1 か月当たりの非課税限度額は、次のとおりです。

区分	課 税 さ れ な い 金 額	
	改 正 後 (平成 26 年 4 月 1 日以後適用)	改 正 前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55 キロメートル以上である場合	31,600 円
	通勤距離が片道 45 キロメートル以上 55 キロメートル未満である場合	28,000 円
	通勤距離が片道 35 キロメートル以上 45 キロメートル未満である場合	24,400 円
	通勤距離が片道 25 キロメートル以上 35 キロメートル未満である場合	18,700 円
	通勤距離が片道 15 キロメートル以上 25 キロメートル未満である場合	12,900 円
	通勤距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である場合	7,100 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル以上 10 キロメートル未満である場合	4,200 円
	通勤距離が片道 2 キロメートル未満である場合	(全額課税)
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 100,000 円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1 か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 100,000 円)	同 左

2 改正後の非課税規定の適用

改正後の所得税法施行令第20条の2の規定（以下「非課税規定」といいます。）は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

- (1) 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- (2) 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で4月1日以後に支払われるもの
- (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

3 課税済みの通勤手当についての精算

- (1) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。

（注）1 既に支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である人については、この精算の手続は不要です。
2 年の中途中に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

- (2) 年末調整の際ににおける精算の具体的な手続は、次のように行います。

イ 既に改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をした（課税された）通勤手当のうち、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額を計算します。

ロ 「平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿」（以下「源泉徴収簿」といいます。）の「年末調整」欄の余白に「非課税となる通勤手当」と表示して、イの計算根拠及び今回の改正により新たに非課税となった部分の金額を記入します。

ハ また、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「給料・手当等①」欄には、「給料・手当等」欄の「総支給金額」の「計①」欄の金額からロの新たに非課税となった部分の金額を差し引いた後の金額を記入します。

ニ 以上により、改正後の非課税規定によって新たに非課税となった部分の金額が、本年の給与総額から一括して差し引かれ、その差引後の給与の総額を基にして年末調整を行います。

4 給与所得の源泉徴収票の記入

給与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入します。

（注） 年の中途中に退職した人などに対し、既に給与所得の源泉徴収票を交付している場合には、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した給与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付します。

整理番号 ()

第 号

年 月 日

-

稅務署長 印

扶養控除等の見直しについて

源泉徴収事務につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき感謝いたしております。

の受給者のうち下記に記載した方は、扶養親族に該

つきましては、これらの方の「配偶者控除」、「扶養控除」などについて受給者本人に確認していただき、誤りがあった場合には年末調整の再計算を行って、追加納付税額を受給者本人から徴収の上同封の納付書により納付してください(誤りがあった方については、前年以前の年分も見直しをお願いします。)。

また、見直しをされた結果につきましては、追加納付する税額及び納付(予定)年月日を御記入の上、「扶養控除等の見直し結果回答書(税務署提出用)」を 月 日までに当署へ御提出ください。

なお、御不明な点がありましたら、当署の担当者にお問い合わせください。

◎扶養控除等の見直し及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものです。ただし、上記の期限までに見直を行っていないだけないかと必要があらす認めたりと調査を実施する場合があります。

この文書による行政指導の責任者は、書記の植務署長です。

齒狀舌
舌狀齒

※1 見直しの結果、受給者の申告に誤りがなかった場合には、その理由を「摘要」欄に記載してください。

※2 平成25年1月1日以後に生ずる所得から徴収する源泉所得税には、復興特別所得税を含みます。

見直しの結果追加納付する税額の納付(予定)月日等を記載してください。

上表の「見直しにより追加納付する税額」は、 年 月 日に
　　銀行 支店 に 納付しました。
　　郵便局 に 納付する予定です。

() 枚のうちの () 枚目

ホーム > 申告・納税手続 > 税務手続の案内 > 酒税関係 > [手続名]名称等の異動申告手続き > 免許通知書の項目に変更があった場合等の主な手続き一覧

免許通知書の項目に変更があった場合等の主な手続き一覧

内容	申請書等	期限
住所又は所在地が変更になった場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
相続した場合	酒類・酒母・もろみ製造業、酒類販売業相続申告書(PDFファイル/90KB)	遅滞なく
法人成り、法人の合併・分離・分割、営業の承継・譲受(注1)など組織再編をする場合	酒類製造免許申請書(PDFファイル/98KB) 酒母・もろみ製造免許申請書(PDFファイル/96KB) 酒類・酒母・もろみ製造免許取消申請書(PDFファイル/76KB) 酒類販売業免許申請書(PDFファイル/130KB) 酒類販売代理業・媒介業免許申請書(PDFファイル/105KB) 酒類販売業・販売代理(媒介)業免許取消申請書(PDFファイル/77KB)	事前に
法人の名称を変更した場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
法人の組織変更(注2)をした場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
法人の役員が変わった場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
製造(販売)場を他の場所へ移転する場合	酒類・酒母・もろみ製造場移転許可申請書(PDFファイル/92KB) 酒類販売場移転許可申請書(PDFファイル/110KB)	事前に
製造(販売)場所在地の町名等が変わった場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
製造(販売)場の名称が変わった場合	異動申告書(PDFファイル/105KB)	直ちに
酒類・酒母・もろみの製造又は酒類販売業を休止・再開する場合	酒類・酒母・もろみ 製造・販売業 休止・開始(異動)申告書(PDFファイル/83KB)	遅滞なく
酒類・酒母・もろみの製造又は酒類販売業を廃止する場合	酒類・酒母・もろみ製造免許取消申請書(PDFファイル/76KB) 酒類販売業免許取消申請書(PDFファイル/77KB)	—

(注)

- 「営業の承継」とは、3親等内の親族に承継する場合をいい、「営業の譲受」は酒類小売業免許では行うことができません。
- 「法人の組織変更」とは、株式会社から持分会社(合名会社、合資会社及び合同会社)への変更、持分会社から株式会社への変更をいい、特例有限会社から株式会社への変更及び持分会社間の種類の変更を含みます。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。